

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和6年10月8日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第39号

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則  
大田市立病院使用料及び手数料規則（平成24年大田市規則第27  
号）の一部を次のように改正する。

別表予防接種料の項中「

	15価小児肺炎球菌ワクチン 1回につき 1回目13,200円 2回目以降9,900円
--	---

」を「

	15価小児肺炎球菌ワクチン 1回につき 1回目13,200円 2回目以降9,900円
	20価小児肺炎球菌ワクチン 1回につき 1回目13,200円 2回目以降9,900円

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。